

【喫煙者の方々へのお知らせ（注意喚起）】

喫煙者の方々は、岡山大学の一員としての自覚を持ち、ルールやマナーを守ってください。

喫煙による健康被害から学生・教職員を守るため、キャンパス全面禁煙のルールを「厳守」してください。

近隣住民や通行人を「受動喫煙」から守るため、キャンパス周辺の学外区域においても、喫煙は厳に慎んでください。

◎キャンパスは全面禁煙です！

【健康増進法 第29条】

第一種施設(学校等)の敷地内で喫煙をしてはならない。

【岡山大学喫煙対策基本方針】

全キャンパスにおいて敷地内全面禁煙を継続実施する。

◎喫煙者には受動喫煙防止に配慮する義務があります！

【健康増進法 第27条】

喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、周囲の状況に配慮しなければならない。

【岡山大学喫煙対策基本方針】

大学周辺の敷地外での喫煙者に対し、周囲の人への受動喫煙に配慮するよう注意喚起を行う。

◎吸い殻のポイ捨ては犯罪行為です！

【廃棄物処理法 第16条、第25条】

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(5年以下の拘禁刑若しくは1千万円以下の罰金(又は併科))

【軽犯罪法 第1条 第27号】(拘留又は科料)

処罰対象:公共の利益に反してみだりにごみ、……その他の汚物又は廃物を棄てた者